解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

栃木県宇都宮市今泉町一七五番地　ＭＡＣ宇都宮コート五〇三号

特定非営利活動法人国際交流推進機構

代表清算人　山越　康雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月十六日妙高市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

新潟県妙高市石塚町二丁目一〇九〇番地

石塚大崎土地区画整理組合

代表清算人　堀　謙三

解散公告（第三回）

当財団法人は、寄附行為第三十条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十二年四月一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

岐阜市薮田南二丁目一番一号

財団法人愛のともしび基金

清算人　塩谷　千尋

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月十九日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

静岡県磐田市森岡一五〇番地

磐田市遠州豊田ＰＡ周辺土地区画整理組合

清算人代表　鈴木　昭二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十日開催の理事会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

大阪府大阪市中央区谷町二丁目三番四号（サンシャイン大手前ビル）

財団法人地方行政総合研究センター

代表清算人　飯山　章夫

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

兵庫県尼崎市東大物町一丁目一番一号

兵庫県立尼崎病院内

財団法人兵庫県立尼崎病院和親会

清算人　藤原　久義

解散公告（第三回）

当財団法人は、寄附行為第三十二条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

広島県広島市中区中町八番一八号

財団法人広島県建設技術センター

代表清算人　河村　康

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

福岡県八女市黒木町桑原四四三番地一

社団法人黒木町シルバー人材センター

代表清算人　原　昭義

解散公告（第三回）

当組合は、臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

福岡県筑紫野市大字吉木二三三一番地二八

みかさ台団地管理組合法人

清算人　早井　英勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月十四日開催の社員総会の決議により、平成二十二年三月三十一日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

宮崎県宮崎市下北方町牟田一一七三番地五　特定非営利活動法人マザーズ・ハウス

代表清算人　黒木かをり

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十一年十一月三十日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月三十一日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

鹿児島県大島郡龍郷町浦一一〇番地

龍郷町土地開発公社

清算人　川畑　宏友

第二十五期決算公告

平成二十一年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	単位・円
流動資産	三六七、五〇二、九二四
固定資産	一〇一、二三二、一八七
合計	四六八、七三五、一一一
負債及び純資産の部	
流動負債	二二八、三二〇、三〇三
固定負債	七、一二二、九六二
株主資本	二三三、二九一、八四六
資本金	一一六、一八〇、〇〇〇
資本剰余金	七六、一八〇、〇〇〇
（資本準備金）	（七六、一八〇、〇〇〇）
利益剰余金	四〇、九三一、八四六
（利益準備金）	（一、〇九〇、〇〇〇）
（その他利益剰余金）	（三九、八四一、八四六）
（うち当期純利益）	（二一、六六三、二七四）
合計	四六八、七三五、一一一

平成二十二年四月七日

東京都中央区日本橋小伝馬町四番九号

エヌ・シー・エル・コミュニケーション

株式会社　代表取締役　関根　尚

配当公告

静岡県牧之原市静波一一六三番地

山本コンクリート工業こと

破産者　山本　良一

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十一年（フ）第七六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九九、三六二、五七三円

一、配当することのできる金額

金一一、八三七、三八〇円

平成二十二年四月七日

静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八トーカイビル四階

破産管財人　増田　和裕

配当公告

広島県福山市新市町大字戸手一〇二番地の一

破産者　株式会社ベルビアン

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成十八年（フ）第七八八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金七〇〇円

一般債権　金四二四、九一四、二二〇円

一、配当することのできる金額

優先債権　金七〇〇円

一般債権　金一〇三、九五九、四九二円

平成二十二年四月七日

広島県福山市若松町一〇番五号法友会館五階

破産管財人　弁護士　岸田　光弘